

平成 30 年第 1 回津南町議会定例会会議録 (3月2日)

招集告示年月日		平成 30 年 2 月 20 日		招集場所		津南町役場議場	
開会	平成 30 年 2 月 28 日 午前 10 時 00 分			閉会	平成 30 年 3 月 16 日 午後 2 時 15 分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1 番	半戸 義昭	応・出	8 番	津端 眞一	応・出	
	2 番	村山 道明	応・出	9 番	大平 謙一	応・出	
	3 番	石田 タマエ	応・出	10 番	河田 強一	応・出	
	4 番	風巻 光明	応・出	11 番	藤ノ木 浩子	応・出	
	5 番	恩田 稔	応・出	12 番	吉野 徹	応・出	
	6 番	桑原 洋子	応・出	13 番	桑原 悠	応・出	
	7 番	中山 弘	応・出	14 番	草津 進	応・出	
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	上村 憲司	○	税務町民課長	高橋 隆明	○	
	副町長	小野塚 均	○	地域振興課長 農業委員会事務局長	江村 善文	○	
	教育長	桑原 正	○	建設課長	柳澤 康義	○	
	農業委員会長			教育委員会教育次長	上村 栄一	○	
	監査委員	藤ノ木 勤	○	会計管理者	板場 康之	○	
	総務課長	根津 和博	○	病院事務長	桑原 次郎	○	
	福祉保健課長	高橋 秀幸	○				
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	村山 詳吾	議会事務局班長	石沢 和也		
会議録署名議員	1 番	半戸 義昭		8 番	津端 眞一		

〔付議事件〕

(3月2日)

- | | | |
|-------|--|--|
| 日程第1 | 承認第1号 | 専決処分の承認について（平成29年度津南町一般会計補正予算（第9号）） |
| 日程第2 | 承認第1号 | 専決処分の承認について（平成29年度津南町一般会計補正予算（第10号）） |
| 日程第3 | 議案第1号 | 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第2号
議案第3号 | 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | | 津南町国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第4号 | 津南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第5号 | 津南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第6号
議案第7号 | 津南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | | 津南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第8号 | 津南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第9号
議案第10号 | 津南町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | | 津南町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第11号 | 津南町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第12号 | 津南町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第13号
議案第14号
議案第15号
議案第16号
議案第17号
議案第18号
議案第19号
議案第20号 | 工事請負契約の変更について（津南小学校増築工事） |
| 日程第16 | | 平成29年度津南町一般会計補正予算（第11号） |
| 日程第17 | | 平成29年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第18 | | 平成29年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第19 | | 平成29年度津南町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第20 | | 平成29年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第21 | | 平成29年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第22 | | 平成29年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |

日程第23	}	議案第21号	財政調整基金の処分について
日程第24		議案第22号	平成30年度津南町一般会計予算
日程第25		議案第23号	平成30年度津南町国民健康保険特別会計予算
日程第26		議案第24号	平成30年度津南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第27		議案第25号	平成30年度津南町介護保険特別会計予算
日程第28		議案第26号	平成30年度津南町簡易水道特別会計予算
日程第29		議案第27号	平成30年度津南町下水道事業特別会計予算
日程第30		議案第28号	平成30年度津南町農業集落排水事業特別会計予算
日程第31		議案第29号	平成30年度津南町病院事業会計予算

議長の開議宣告

議長（草津 進）

これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

承認第1号 専決処分の承認について（平成29年度津南町一般会計補正予算（第9号））

日 程 第 2

承認第2号 専決処分の承認について（平成29年度津南町一般会計補正予算（第10号））

議長（草津 進）

承認第1号及び承認第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

承認第1号及び承認第2号を一括して説明申し上げます。いずれも、一般会計補正予算の専決処分であります。承認第1号につきましては、ふるさと支援町づくり寄附金が現計予算より増える見込みであったため、ふるさと支援町づくり基金積立金と、ふるさと納税事務委託料等の増額について、2月7日付けで専決処分をさせていただいたものであります。承認第2号につきましては、ニュー・グリーンピア津南の整備に伴うニュー・グリーンピア津南運営支援基金積立金の増であり、2月23日付けで専決処分をさせていただきました。

細部につきましては、総務課長、地域振興課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

総務課長（根津和博）、地域振興課長（江村善文）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行います。

11番、藤ノ木浩子議員。

(11 番) 藤ノ木浩子

ふるさと納税についてお伺いしたいのですが、この 2,456 万円という多額の寄附を頂いたわけですが、何人の方からかということと、お一人平均としまして、大体どのくらい納税をしてくださっているのかというのが関心があるのです。それと、お米はどのようなふうなかたちでお返しといたしますか、提供しているのか、もう一度お聞かせください。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

2,456 万円の内訳というか、今まで今年全て寄附いただいた額で見ますと、1,745 人の方から御寄附を頂いております。寄附金額なのですけれども、一番多いのが 1 万円以下で 30.6%、その次に多いのが 5 万 1 円から 10 万円までで 29.6%、その次が 1 万 1 円から 3 万円までで 23.4%、このような割合となっております。お米は、上位は魚沼産コシヒカリ特別栽培米雪美人 5 kg が 29.3% で一番多いです。その次は、津南の名水の恵み 10 kg が 8.1%。5 kg、10 kg 辺りが一番ニーズがあるというかたちになっております。

議長（草津 進）

11 番、藤ノ木浩子議員。

(11 番) 藤ノ木浩子

お米は 5 kg が多いということなのですけれども、60 kg とか、そういうかたちでも提供できるようにはなっているのでしょうか。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

寄附額によってですね。60 kg を希望していれば、その寄附額にはよっては可能になります。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（草津 進）

承認第 1 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第 1 号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第1号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—
異議なしと認めます。よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

議長（草津 進）

承認第2号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第2号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—
異議なしと認めます。よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

日 程 第 3

議案第1号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

人事院及び新潟県人事委員会の勧告に基づき、本年度の職員の給与水準改定等について、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

1点お伺いしたいのですが、大卒で役場に就職して、大体10年経過して給与が20万円超えるものですか。どうでしょう。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

一般事務で申し上げますと、大卒の初任給は、平成 30 年で見ますと、17 万 9,200 円となります。10 年たつと 20 万円を超えるかということでございますけれども、4 号俸ずつ上がりますので、20 万円は越えると思います。

議長（草津 進）

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

ほかの自治体と比べると低いということになってはいますが、その上がり方ですね。ほかの自治体と比べていいかどうかなのですが、例えば十日町市と比べて、10 年たったときの給与の差はどのくらいあるかというのは分かりますか。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

成績に応じて昇格もありますので、一概に幾ら違うというのは、ここでは答えることはできません。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 1 号について採決いたします。

議案第 1 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 4

議案第 2 号 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 5

議案第 3 号 津南町国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第2号及び議案第3号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

議案第2号及び議案第3号を一括して説明申し上げます。いずれも平成30年度から国民健康保険が広域化されることに伴う所要の改正であり、議案第2号は、都道府県単位化に伴う改正や課税限度額の見直しによる条例改正、議案第3号は、国民健康保険基金を県に納める納付金にも活用できるようにするための条例改正が主なものであります。

細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行います。

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

2点、お伺いいたします。議案第2号のところで、保険料の限度額がまた引き上がりますよね。高収入の方から保険料を納めていただく額がまた引き上がるということで、保険料軽減に充てるのだという趣旨だと思ったのですが、この影響はどういうふうに見ているのか。それと、広域化になるわけなので、この限度額の引上げというのは、どうなのでしょう。保険料に、広域化との関係では、どういうふうな位置付けになるのかなとちょっと疑問を持ったのです。

それと、もう1点は、2ページの葬祭費を津南町は他市町村と違って、単独で8万円としていると思うのですが、都道府県単位化で5万円に引き下げることなのですよ。後期高齢者医療の時もこういうことが起きたのです。人間ドックに対する補助は、高齢者は努力義務だからしませんということで、それはおかしいのではないかという話で、この町議会でも議論になりました。高齢者にも平等に人間ドックの補助が出るようになったのです。今、説明を聞いていますと、同じことだなど。また広域化で町独自の施策をなくしていくのだなどと思ったのです。これは継続して、町独自でいいではないですか。私は、やるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

まず、1点目の基礎賦課限度額の引上げでございます。今回、54万円を58万円に引き上げるということでございますけれども、これは特に今回の都道府県単位化に関連してということではなくて、従来からこの基礎賦課限度額については上がっております。趣旨としては、国民健康保険の高所得者層に多くの負担を求めるという意味と、中間所得者層には、配慮した保険料率の設定が可能になるということで、国のほうの方針としてやっておるわけでございます。当町もそれにならって基礎賦課限度額は引き上げているということでございます。ちなみに、現行の54万円につきましては、平成28年4月から54万円に引き上げられまして、2年間は54万円で、来年度からは58万円ということでございます。

それから、葬祭費でございます。これにつきましても、今回、都道府県単位化になりまして、市町村の単独事業ということで葬祭費は支給をしておるわけでございます。今回、5万円にしたということでございますけれども、実は県内で葬祭費は、ほとんどの市町村が5万円でございます。うちの町だけ8万円ということであるわけでございますけれども、これにつきましても、この都道府県単位化のタイミングと財政的なものを考慮して、今回5万円にしたということでございます。

議長（草津 進）

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

今ほどの葬祭費のお話を伺っていると、良いタイミングで引き下げられるというように感じるわけですが、やっぱり独自策は、そのカラーを別に私たちは、30市町村で小さな町がそういうことをしていてもいいじゃないですか。是非、もう一度お考えいただきたいということと、今ほどの限度額の引上げの件なのですが、平成28年4月から54万円になって、まだ2年足らずでまた引上げなわけですが、この2年でどのくらい保険料引下げのために、中間層が軽減のために、この限度額引上げが効果があったのかという点では、いかがですか。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

保険料の関係と申しますか、基礎賦課限度額でございますので、これについては、今まで54万円で限度額になっていた分をもう少し所得のある人も負担していただくという趣旨でございます。より多くの方から保険料を頂けるようになったということでございます。だから、低所得者については配慮し、中間所得者についても同じように料率の設定が可能になるということで考えております。葬祭費につきましても、今回、見直しをしたということでございますけれども、都道府県単位化のタイミングと申しますか、従来からうちの町が一番県内でも多いということでは言われていたわけでございますので、この時期を見て改正をしたということでございます。

議長（草津 進）

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

私は、町独自策をなくしていかないほうがいいですよと。町民にも、やっぱりそういう気持ちは表していいではないですか。是非、その点をもう一度、御検討をお願いしたいと思います。先ほど、限度額の点について言ったのは、限度額を引き上げて、どのくらい国民健康保険会計にいったい収入を得て軽減につながったのかという影響額について伺ったのです。これが際限なく上がっていくわけですね。2年おきに上がっていますかね。いつも国民健康保険は、この限度額を引き上げ引き上げ。国民健康保険の現状は、低所得者が多いということなのです。そういうなかで、国がそうしていくから限度額を同じように引き上げていくのだ、だけではなくて、現状に合った対応といいますか、小手先だけの高収入の方から保険料をいっぱい頂くとするような、これだけで国民健康保険財政が改善するわけではないと思うので、私はこれには賛成できませんが、もう一度、お願いします。

議長（草津 進）

町長。

町長（上村憲司）

議論があってしかるべきところだろうとは思いますが、国がそういった方向性、あるいは、決めというところを示しているところですね。我が町が単独で、その国の決めというものを無視するという事は、なかなかできかねるのだろうと考えております。また、国民健康保険のみならず、例えば、納税においても同じようなことだと思っておりますけれども、それぞれの応能負担、応益負担、そういった考え方が示されたうえでのこういった決定ということでありますから、いわゆる応能負担という額の決定について、国が全国的なレベルの中でそういった取り決めをしますよということでお示しであります。もちろん国家的な財政な仕組み、在り方というのは、私どもは知りようもありませんけれども、そういった方向性というものに準ずるといふかたちで、私どもの町の国民健康保険会計というものも、維持・護持、運営されておるといふように理解をいたしております。なおまた、葬祭費の8万円、それを5万円に改めるということについてのお尋ねであります。これは、過去に国民健康保険運営協議会の中で何回も議論をしてきておったところでもあります。県内の自治体の中で、我が町唯一の加算ということであるわけであります。これは、ずっとそうなのですよね。どうして8万円を我が町だけがあげたかというのも、私は余りよく分からないで、そのままにできておったのですけれども、今日、国民健康保険会計というものを全県的に統一したかたちでの国民健康保険会計運営を行おうと、それが将来的な国民健康保険の安定的な継続のために最も肝要なことであるということ、そういった取組をしておるところでありますけれども、おかげさまで我が町の国民健康保険料というのは、皆様方の御理解をいただくなかで、今年度も保険料の値上げは見合わせていただいております。一方で、国民健康保険対象者の所得ということになると、我が町の国民健康保険対象

者は県下で一番高い所得であります。そして、保険料というものは、県下で一番低いレベルの保険料であります。特に、低所得者に対しての保険料は、応能負担を極めて低く下げられておきまして、実態的には、極めて国民健康保険会計、国民健康保険運営ということについては、一番細やかな配慮をいたしておる、そういった町ではないかと思っておるところであります。そういったなかで、今般、8万円ということについて、応能的・応益的に全県統一的な額ということで、5万円ということをお提案申し上げさせていただいておるところであります。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（草津 進）

議案第2号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第2号について採決いたします。

議案第2号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立11名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第3号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第3号について採決いたします。

議案第3号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 6

議案第4号 津南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることにより、国民健康保険の住所地等、特例の見直し等所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

先ほどの住所地特例は、大体分かったつもりなのですが、要は、例えば、お隣の栄村さんの特別養護老人ホームに入っても、津南町に住んでいる方であれば、後期高齢者の保険料は津南町が徴収するというのでいいのか、もう一度お願いします。

それと、もう 1 点は、最後のページの 3 ページなのですが、延滞金の割合の特例となっているのですが、ここの部分の説明をしてもらえますか。どうなると 7.3%なのか、どうなると 14.6%なのか。この 14.6%というのは、確か国民健康保険のほうもそうだったか記憶があるのですが、14.6%は消費者金融並みですよ。非常に問題ではないかと思うのですが、どういうふうになるとこうなるのかというのをお願いします。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

住所地特例につきましては、例えば、津南町の方が県外の施設に入所されるという場合につきましては、住所を移して津南町以外に移るわけでございますけれども、そういった方が増えた場合は、施設所在の市町村の負担が増えるということで、そういう方については住所特例で、住所が移ったとしても津南町のほうに保険料を納めていただくという制度でございます。したがって、今、国民健康保険にはそういう制度があるのですけれども、後期高齢者の方にはそういう制度がないので、国民健康保険の方が 75 歳になった場合に、施設所在の市町村の広域連合に加入しているのですけれども、それを新潟県の後期高齢者医療広域連合の保険者となるということでございます。

それから、第 3 条の延滞金の割合の特例につきましては、条文を第 4 条を第 3 条に変えるという内容でございます。内容については、変更はありませんので、よろしくお願いいたします。 —（内容の説明を説明してという話です。」の声あり。）— 内容は、国のほうの決まりどおりに後期高齢者医療の延滞金についてはやっておりますので、新潟県全体で統一した延滞金となっております。

議長（草津 進）
税務町民課長。

税務町民課長（高橋隆明）

この割合につきましては、国のほうで定められている数字でございます。調べて、またあとでということによろしいでしょうか。

議長（草津 進）

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

先ほど、福祉保健課長が県外と言いましたけれども、私も実は経験をしたのです。隣の十日町市の施設に父が入所した場合に、後期高齢者は十日町市、介護保険は津南町、手続きが本当に大変だと思ったわけです。県外ではなくて他市町村でも、津南町が。県外だということですか。十日町市でも栄村でも、津南町が徴収するということになるという理解でいいですか。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

そのとおりです。今、例で県外と言いましたけれども、津南町以外の市町村という意味です。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 4 号について採決いたします。

議案第 4 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 7

議案第 5 号 津南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 5 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

介護保険法が改正され、市町村の質問検査権について、範囲が拡大されたこと、また、平成 30 年度から平成 32 年度の介護保険料について、介護サービスの利用状況や基金残高を考慮したなかで、基準保険料月額を改定することに伴う条例改正であります。

細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

65 歳以上の高齢者全員がまた介護保険料引上げとなるわけなのですが、大変これには反対です。本当に皆さんが厳しい生活の中で 3 年に 1 度の見直しのたびに上がるわけです。特に保険料の段階が非常に細かくなったわけなのですがけれども、この段階別に大体人数がどのくらいいるのかというのをまずお聞きします。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

第 1 段階から第 9 段階まであるわけでございます。平成 30 年度の区分でありますけれども、被保険者数が全体で 3,885 人でございます。第 1 段階が 600 人、第 2 段階が 365 人、第 3 段階が 256 人、第 4 段階が 620 人、第 5 段階が 904 人、第 6 段階が 572 人、第 7 段階が 285 人、第 8 段階が 146 人、第 9 段階が 137 人でございます。

議長（草津 進）

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

そうしますと、計算すればいいのですが、総額にしますと、どのくらいの額になるのか。それと、第 1 段階が平成 27 年から平成 28 年の間、軽減がある方が 3 万 4,560 円にしても値上げに

なるわけですね。この方々は、どのくらいいたのか。それと、これだけ段階が増えますと、標準額がどこだかちょっとよく分からなくなっているのですが、標準額というのは、7万6,800円でよろしいのでしょうか。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

9段階ありまして、第5段階が今7万6,800円とありますけれども、これが基準額でございます。これが月額6,400円になります。12を掛けると7万6,800円ということになります。軽減については、第1段階の方でございます、約600人おります。これが現行では、基準額の0.5なのですけれども、0.45ということで、軽減をされているわけでございます。

議長（草津 進）

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

段階が細かくなったのですが、この標準額というところには、本人が非課税という方もかなりいると思うのです。そういう方は、例えば同居していますと、この標準額になるわけですね。そこは私は、大変矛盾しているのではないかと考えているのですけれども、もし、この標準額の中で御本人が非課税であるという方が何人かというのも分かりましたら、お願いします。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

第5段階が基準額のランクの方でございます、本人が住民税非課税かつ本人の年金収入が80万円を超えるという方が対象者になっております。被保険者数は、全体で904人ということでございます。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第5号について採決いたします。

議案第5号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立11名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 8

議案第6号 津南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 9

議案第7号 津南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第6号及び議案第7号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

議案第6号及び議案第7号を一括して説明申し上げます。国の指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことにより、関係する条例を改正するものであります。

細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長（草津 進）

福祉保健課長（高橋秀幸）。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行います。

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

一つお願いですが、せめて議案を出した時にこの資料と一緒に付けていただければ、ここに来るまでに私たちもこれくらいは読んできますので、これを読んで理解しろというのは、なかなかできません。昨日も委員会でもお願いしたのですが、是非、議案に資料を必ず付けて、私たちに渡していただきたいのが1点、お願いします。

それで、なかなか内容を理解するのは難しいのですが、2点だけ、お伺いします。説明資料の1ページ目にオペレーターという言葉があるのですけれど、2枚目を見ますと、「夜間の対応型訪問介護のオペレーターに関わる基準の見直し」という、このオペレーターというのは、どうい

うふうに理解したらいいのか。それから、新しく出てきたのは、介護医療院だと思うのです。これを私も調べてみたら、結局のところは、国が医療費を抑えるために介護療養病床を無くす方向でいる、その代わりとなるものだと認識したのです。そこら辺は、どういうふうに課長は見ていますか。それと、介護医療院に入る対象者はどういうふうな方なのか、お聞かせください。

議長（草津 進）
福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

まず、1点目のオペレーターの関係でございます。オペレーターにつきましては、日中・夜間等サービスを提供しているということで、いわゆる電話等を受けるそういう方を想定していると、国のほうでは、オペレーターに係る基準の見直しをするということで、電話等の対応をする方ということだと思います。

それから、介護医療院につきましては、Ⅰ型とⅡ型とありますけれども、介護保険法に規定するものでございまして、Ⅰ型については、重篤な身体疾患を有するもの及び身体合併症を有する認知症の高齢者等でございます。Ⅱ型につきましては、容体は比較的安定している方ということで、Ⅰ型については、介護療養病床相当の施設基準、Ⅱ型については、介護老人保健施設（以下、老健とする。）相当の施設基準ということになっております。

議長（草津 進）
11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

これは、療養型に代わるのだと思うのですが、入る方は、医療的な措置の必要な方を対象にしているものなのではないのでしょうか。そういう方だけではないのでしょうか、そういう方を中心なのではないのでしょうか。

議長（草津 進）
福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

国の資料によりますと、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応する施設ということでもあります。より重篤な方をⅠ型として介護療養病床相当でみるという内容になっております。療養病床の移行といいますか、受け皿といいますか、そういった方向にはなるのかなということ考えております。

議長（草津 進）
3番、石田タマエ議員。

(3番) 石田タマエ

1点だけお伺いします。今日、配っていただいたこの説明資料の2ページ目なのですが、訪問リハビリテーションがあります。今後、老健みさと苑のリハビリがなくなるということで、津南病院がこれからなんとか拡大をしていこうという矢先だと思えるのですけれども、この中で「訪問リハビリテーション事業所に専任の常勤医師の配置を求めることとする。」あるのですが、医師がやはり専任で常勤が必須ということでしょうか。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

訪問リハビリテーションにつきましては、確かに「常勤医師の配置を求める。」という書き方ですので、これが必須なのかどうかというのは、これだけの資料では分かりません。こういう書き方になっておりますので、求めるというのはどういう意味なのかというのは、国のほうの資料だけでは判断できないと思います。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（草津 進）

議案第6号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第6号について採決いたします。

議案第6号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立11名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第7号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第7号について採決いたします。

議案第7号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立11名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 10

議案第8号 津南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の 制定について

議長（草津 進）

議案第8号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

平成26年の介護保険法改正において、保険者機能強化という観点から、居宅介護支援事業所の指定権限が本年4月1日より県から町へ移譲されることにより、運営基準等を定める必要があるため、条例を制定するものであります。

細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第8号について採決いたします。

議案第8号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 11

議案第9号 津南町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて

日 程 第 12

議案第10号 津南町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

議長（草津 進）

議案第 9 号及び議案第 10 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

議案第 9 号及び議案第 10 号を一括して説明申し上げます。いずれも、所得税法の改正による文言の整理に伴う条例改正であります。

細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（草津 進）

議案第 9 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 9 号について採決いたします。

議案第 9 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 10 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 10 号について採決いたします。

議案第 10 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 13

議案第11号 津南町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 11 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

新潟県道路占用料徴収条例で定める占用料単価が一部改正されたことにより、町条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（草津 進）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

4 番、風巻光明議員。

（4 番）風巻光明

単純な質問で申し訳ないのですが、占用料を 3 % ほど全部安くしますよという条例改正だと思うのですが、こういった徴収については、消費税相当というのは、どのようなかたちになっているのか、その辺 1 点だけ教えていただきたいと思います。

議長（草津 進）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

占用料につきましては、1 か月未満は消費税を加えると。1 か月以上たちらすと、消費税はこの占用料の単価に含まれるという徴収方法をしております。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 11 号について採決いたします。

議案第 11 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 14

議案第12号 津南町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 (草津 進)

議案第 12 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (上村憲司)

入院病棟の一般病床数の見直しによる条例改正であります。

細部につきましては、病院事務長に説明させますので、よろしく願いいたします。

議長 (草津 進)

病院事務長。

病院事務長 (桑原次郎)

— (細部について説明を行う。) —

議長 (草津 進)

これより質疑を行います。

7 番、中山弘議員。

(7 番) 中山 弘

昨日からこれを何度か聞いているのですが、稼働数が今 35 床とした場合に、この稼働数にあてがった交付税が出るということを聞いているのですが、45 床になったときと 62 床になったときの交付税の違いみたいなものは分かりますか。

議長 (草津 進)

副町長。

副町長 (小野塚 均)

45 床と 62 床では、まず一番違うのは、1 床当たりの単位費用です。今はっきりした資料を持っていないのですが、六十七、八万円だと思しますので、その差ですね。 — (中山議員「17 床の。」の声あり。) — はい。それが交付税としては、大きく変わってくる点でございます。

議長（草津 進）

よろしいですか。 —（中山議員「はい。」の声あり。）—

ほかに質疑はありませんか。

9番、大平謙一議員。

（9番）大平謙一

今、1床幾らと言うけれども、（ベッド数が）減れば、交付金は減るということですか。少なくすれば、交付金は減ってくるという。

議長（草津 進）

副町長。

副町長（小野塚 均）

少なくすれば、当然減ってきます。

議長（草津 進）

9番、大平謙一議員。

（9番）大平謙一

では、減らす必要はないのではないですか。

議長（草津 進）

病院事務長。

病院事務長（桑原次郎）

今、62床の許可病床があるわけですがけれども、実質の患者数は、大体平均35人くらいの方でございまして、そうしますと、一応10対1の基準看護を取るために、病床数62床に対応する看護師を配置しなければならないわけでございます。そうすると、実質35床程度の病床ですので、今ほどのお話の交付税を上回る無駄な経費がやっぱり生じている部分でございます。現況に対応した病床数に変更したほうが良いということで、改正をさせていただくものでございます。

議長（草津 進）

9番、大平謙一議員。

（9番）大平謙一

そういうことになると、看護師不足ということになるのかと思いますけれども、いつも空いているのに、看護師さんをそこに配置しておかなくてはならないのでしょうか。それと、看護師さんをどうしても配置しなければならないとすれば、その人員に掛かる費用と減った費用の差とい

うのは、どれくらいなのでしょう。

議長（草津 進）

病院事務長。

病院事務長（桑原次郎）

どんなに入院患者数がいなくても、62床に対応する人員配置をしなければならないということになります。ちなみに、昨日もお話をさせていただきましたけれども、62床を維持するためには、最低32人の病棟看護師職員を配置しなければなりませんし、それが45床ということになりますと、最低人数が23人ということですので、9人数が減るという格好になります。私は試算をしてみたのですが、平成30年度4月1日から新しい診療報酬改正になるのですが、点数的には変わりませんで、10対1の基本点数というのは、入院料が1,332点でございます。これで計算といいますか、私の立場で一番心配をしますのが、62床に対応する看護師配置をしているのだけれども、患者さんがそんなに増えないで、依然35床くらいでずっといった場合の無駄な経費といいますか、人件費的な部分を試算してみたのです。これが、例えば32人最低人数を維持できていればいいのですけれども、それがたとえ看護師がどうしても手当てできなくて、31人以下に減ってしまったようなことが一番困るわけですし、そうしますと、10対1の看護基準が今度は13対1に引き下げられてしまいます。13対1というのが1,121点で、10対1との差が211点となります。そうすると、35床の1か月で211点を計算してみますと、22万1,550点、221万5,500円というお金しかもらえなくなるという計算になります。あと、せっかく62床に対応する10対1を取ろうと思って、看護師を配置していたのだけれども、例えば、1人足らなくて、どうしてもそれが取れなくなるという、8人分の無駄な人件費というのが、平均39歳から40歳くらいの看護師の690万円くらいの人件費で試算をしてみますと、その経費が1か月分で460万円くらいになります。したがって、感染症とか、そういう一時的な病気の方が増えたり、あるいは、夏場に体の弱った方が天候の具合などで急に増えたみたいな場合でも、45床あれば十分対応できるという、現実的な対応できる病床数にしたほうがいいだろうということで、今回、出させてもらうわけでございます。よろしくお願ひします。

議長（草津 進）

1番、半戸義昭議員。

（1番）半戸義昭

すみません、勉強不足で一つ教えていただきたいのですが、津南病院は非常に運営が容易でないというのは承知はしておりますけれども、62床を45床に削減した場合、どの程度の経費の削減が見込まれるのでしょうか。

議長（草津 進）

病院事務長。

病院事務長（桑原次郎）

ちょっと難しいのですが、62床を45床にした場合の最低張り付けなければいけない看護師の配置人数というのは、先ほどお話したとおりなのですが、9人減るからといって、その9人を急に人員解雇するなんていうことは当然できないわけです。人件費的な部分を考えれば、毎年毎年の、例えば看護師の採用・退職のバランスの中で徐々に削減していくというようなことになろうかと思えます。62床のままであれば、当然62床の対応をする看護師を維持するために採用しなければいけないということになりますので、その差が結局、人的な部分での経営的な影響額ということになろうかと思えます。

議長（草津 進）

1番、半戸義昭議員。

（1番）半戸義昭

よく私も分からないですけど、結局、現況において62床を直ちに45床にしたからといって、すぐそれが経費の削減にはならないという受け取り方でよろしいでしょうか。

議長（草津 進）

病院事務長。

病院事務長（桑原次郎）

影響が出る場合がございます。例えば、62床のまま続けていった場合に、そんなに余裕があるわけではございませんので、ほぼぎりぎりの採用人数でやっているなかで、例えば、先ほどお話したように、病棟の看護師がどうしても途中でお辞めになったりして、32人の看護師の人員配置基準を満たせなくなった場合には、10対1から13対1の看護基準に引き下げられてしまいます。その部分の差というのは、先ほどお話したように211点ということで、1か月にそれを換算すると221万5,500円の算定しかできないということになります。10対1は1,332点ですから、その差の部分というのがマイナスになってしまうということです。10対1が45床程度であれば、当面の間、間違いなく10対1の看護基準を保てるということのなかでも、45床にさせていただければ有り難いなということでございます。

議長（草津 進）

11番、藤ノ木議員。

（11番）藤ノ木浩子

動議です。ただ今、提案されています、津南町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、慎重審議がもっと必要と思えますので、委員会に付託をお願いしたいと思えます。

議長（草津 進）

今ほど、動議の提出をいただきました。ただ今の動議に賛成される方の挙手を求めます。

—（挙手4名）—

ただ今の動議について、1名以上の賛同者がありますので、この動議は成立いたしました。動議について、説明を求めず。

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

ただ今、提案されました、この病院事業の設置に関する条例の制定でありますけれども、私は一般質問でも述べましたが、今、この十日町・津南地域の医療がどうなっているか。昨日述べたとおり2015年には、上村病院は97床あったものが45床に、介護療養病床をなくして特別養護老人ホームにいたしました。2016年には、中条病院の一般病床を含め90床が廃止となりました。どちらも看護師不足、医師不足で深刻な状況だったと思うのですが、加えて、中条病院については、去年の暮れに私も知ったのですが、中条第2病院も国の精神科の特別交付税の取扱い等の変更などがありまして、非常に今危機に陥っているという状況も聞いております。今でも、この津南町も中条第2病院については援助しているわけですが、ここもなくってはならない病院であります。加えて、そのお隣にあります老健も常勤医師がいなくなりまして、非常勤になったと聞いております。病床も100床から80床に減らし、そのことによって、いろいろな要素があると思うのですが、赤字が続くということで、今、経営の譲渡が出されていると聞いております。先ほど、病院事務長が言いましたように、同じく津南病院も52床が看護師さんがどうしても足りない、どうしても基準を満たすことができないということで、休床せざるを得ない状況でありました。それを併せ、この2018年になりまして上村病院は、更に病院を閉じて診療所の方向になるとも聞いております。こういった入院病床が減っている時に、私たち津南病院が急いでまた入院ベッドを減らす必要はないのではないかと。昨日も言いましたけれども、今、この十日町・津南地域で4割もの入院病床が減るということは、必ずどこかに患者・家族・住民に影響が出ると私は思っています。そういったことで、急がずに、是非もう一度、議会のほうでも調査をしてみたいです。町長の方針の中でも、私たちに「こうしたら病院の経営が上向くんだよ。良い方向に行きます。」という資料も何もありませんでした。方針の中身を書いたものもありませんでした。そういったなかで、本当に減らすことが津南病院にとってどうなっていくのかという確信は分かりません。是非もう一度、議員で調査をしたり、勉強をさせていただきたいのです。是非、議員の皆さん、よろしく願いいたします。

議長（草津 進）

動議について説明をいただきました。

動議について採決をいたします。

この採決は、起立によって行いたいと思います。

この動議に賛成の方の起立を求めます。

—（起立5名、非起立8名）—

賛成少数です。よって、この動議は否決されました。

議長（草津 進）

議案第 12 号の質疑を継続いたします。

13 番、桑原悠議員。

（13 番）桑原 悠

一昨日からの一般質問の議論にもありましたが、今後、実態によって、団塊の世代が後期高齢者になると、また入院数も増えるかもしれないという議論もありましたが、もし、ニーズが増えた場合、柔軟に一般病床をまた増やすということもお考えでしょうか。

議長（草津 進）

町長。

町長（上村憲司）

町民のニーズが高まれば当然ではないですか。極めて自然なことだと思います。

議長（草津 進）

13 番、桑原悠議員。

（13 番）桑原 悠

それを確認しておきたいものだと思ったので。ちゃんと議事録に残りましたので、よろしくお願ひします。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

議案第 12 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

7 番、中山弘議員。

（7 番）中山 弘

これは少なくなるということは、今説明を聞いているなかでは、看護師も少なくなる。簡単に言うと、津南町の職場の人数が減ることなので、昨日から私が考えている人口を少しでも増やさなければならないというところと反している。それともう少し、違うと言っている人がいるのですが、昨日の説明を聞くと、津南病院だけが残って、あとの近隣の病院が入院ベッド数がなくなる。上村病院から津南病院の入院にきた人がいないと聞きましたが、その前に、これから近隣の病院は連携をしていかなければならないという大事なことがあるのだけれども、その営業と言っては申し訳ないのですが、お願いに行ったのか。まだまだ努力が足りないのではないかと思います。住民・議会懇談会に行っても、簡単に「それは診療所にしちゃえ。」と言う方もいます。ただ、心が安心、「津南町でやっぱり、楽々病院に入院しられらんだ。」と、そういう思い

の方がたくさんいました。また、今日はアンケートは出ていないですけども、アンケートを見る限りは、やっぱり幾ら小さい町でも、「今度は小出まで行かなくてはならない。それより、近くに病床があって、いつでも入院が楽々できらんだ。」と、私は、それを考えて、今回の議案に反対するわけです。

以上です。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

4番、風巻光明議員。

（4番）風巻光明

原案に賛成の討論をさせていただきますけれども、原稿も何もないので、つまづいたりするかもしれません。恐縮でございます。

病院運営審議会、総文福祉常任委員会から2人出て、会長・副会長をさせていただいて、昨年4月から12月にかけて12回の会合を重ねました。参加者は、病院関係、有識者、総文福祉常任委員会委員長・副委員長、看護師長等々を含めて、20人程度の会議で、その12回は大体2時間半から3時間くらいかけてやってきたわけです。これは、町長の諮問の病院の損益の改善を第一命令として、それを受けてやってきたわけです。まず、その一番の骨子にあるのは、大きな柱が三つあるのですけれども、一つは、入院診療科でございます。これについては、町民の生命・安心を担保するための診療科は必ず残さなければいけない、残すこと。そして、入院については、最低限現状に即した入院ベッド数を確保することというこの大きな柱を基に審議を重ねてまいりました。そこで、今いろいろ反対の方もいらっしゃるみたいなのですが、先ほど、病院事務長が何回も述べたように、病床を減らすことによって、いわゆる損益の改善ができるということでございます。それは、稼働率で交付税が支払われるとか、看護師配置がもう少し少なくてできるとか、そういったもろもろの理由であったものですから、62床を45床にいたしましょうということ。もう説明でお聞きになっているように、ずっと今年1年間、平均値を取りますと、62床のベッドの稼働率は55%でございます。約半分の人しか入っていない。35人から38人しか、平均値で入院していないわけでございますから、当然45床にすれば、80%近くの稼働率になると思います。そういった意味で、稼働率を上げるということと、看護師の配置基準を少なくできると。それによって、損益が改善できるということで、審議会としては、この提案をさせていただきました。では、将来どうなるのかといいますと、先ほど中山議員がおっしゃったように、上村病院の入院ベッドがなくなります。これについては、もう昨年12月からそういったことを始めておまして、4月1日からゼロになるのではなくて、もう既にそういったことに着手しております。その影響が津南病院にあるのかどうかというのをこの3か月間見極めさせてもらったら、ほとんど入院患者は増えていないということが一つあります。それと、もう1点は、この魚沼圏域のベッド数でございますが、一般質問で「これだけ減る、二百何十床減るよ。」というような話がありましたが、町長から聞いているお話では、平成30年度中という表現だったと思うのですけれども、魚沼基幹病院は約150床のベッドが増えます。これは、今まで看護学校を出てきた看護師さんたちの教育がようやく終わって、そのベッドを稼働できる分だけ確保で

きたということで稼働します。そうなりますと、魚沼基幹病院は、本当に救急高度医療、あるいは一次医療を担って、そういった所に患者が流れていくだろうと。そうすると、十日町病院の入院ベッド数も、そういったかたちで少し空きが出てくるのではないかと。魚沼圏域で150床ベッドが増えることによって、全体的なバランスが取れてくるのではないかとというお話も聞いていますので、45床にしても、まだマージンが7ベッドか8ベッドくらい余裕がございますので、急な感染症で増えた場合でも対応できるのではないかとということです。損益の改善を一番の目的として、45床に削減させていただきたいということで答申を差上げたので、御理解をいただきたいと思います。したがって、この原案については賛成いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（草津 進）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を集結いたします。

議案第12号について採決いたします。

議案第12号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立8名、非起立5名）—

賛成多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

—（午前11時59分）—

—（休会）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。

—（午後1時00分）—

日 程 第 15

議案第13号 工事請負契約の変更について（津南小学校増築工事）

議長（草津 進）

議案第13号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

平成29年6月15日、議案第44号により議決を経て締結した津南小学校増築工事の請負契約の一部を変更するものであります。

細部につきましては、教育次長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

議長（草津 進）
教育次長。

教育次長（上村栄一）
—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）
これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—
質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。
質疑を終結いたします。
これより討論を行います。 —（討論者なし）—
討論はないものと認め、討論を終結いたします。
議案第13号について採決いたします。
議案第13号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 16

議案第14号 平成29年度津南町一般会計補正予算（第11号）

日 程 第 17

議案第15号 平成29年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

日 程 第 18

議案第16号 平成29年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

日 程 第 19

議案第17号 平成29年度津南町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日 程 第 20

議案第18号 平成29年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

日 程 第 21

議案第19号 平成29年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日 程 第 22

議案第20号 平成29年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（草津 進）

議案第 14 号から議案第 20 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

議案第 14 号から議案第 20 号まで一括して説明申し上げます。

まず、一般会計及び特別会計において、今年度、人事院及び新潟県人事委員会の勧告及び昨年 4 月の人事異動等に伴う人件費補正をさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。各会計の最後に給与費明細書が添付されていますので、御覧ください。

総務課関係では、歳入で、衆議院議員総選挙費委託金の減、ふるさと支援町づくり寄附金の増、市町村振興協会交付金の増、前年度繰越金の減、町債の増。歳出で、施設除排雪経費の増、ふるさと支援町づくり基金積立金及びふるさと納税事務委託料の増、衆議院議員総選挙費の減、十日町地域広域事務組合負担金の減などがあります。

税務町民課関係では、歳出で、県町民税等還付金の増などがあります。

福祉保健課関係では、歳入で、障害者自立支援給付費の国庫負担金及び県負担金の減。歳出で、障害者介護給付費の減、過年度臨時福祉給付金補助金返還金の増、クアハウス温泉ポンプ交換工事の増などがあります。

地域振興課関係では、歳入で、機構集積協力交付金の減、ニュー・グリーンピア津南運営支援金繰入金の増。歳出で、機構集積協力交付金の減、用排水施設等整備事業負担金の減、マウンテンパーク津南機械修繕料の増、ニュー・グリーンピア津南整備事業の増などがあります。

建設課関係では、歳入で、補助災害復旧事業分担金の減、道路橋梁費国庫補助金の減、住宅改修事業補助金及び克雪すまいづくり支援事業補助金の減、補助災害復旧事業補助金の増。歳出で、町単道路改良舗装事業の減、消雪施設維持補修費の増、克雪すまいづくり支援事業及び住宅改修補助金の減、下水道事業特別会計繰出金の減、町営住宅建設工事の減、災害復旧工事の減などがあります。

教育委員会関係では、歳入で、公立学校施設費国庫負担金の増。歳出で、臨時保育士賃金の減、保育園修繕費の増、学校施設維持管理費の増、小学校除排雪経費の増、中学校生徒輸送費の増、ジオパーク整備工事の減などがあります。

国民健康保険特別会計では、歳入で、療養給付費等国庫負担金、療養給付費等国交付金及び前期高齢者交付金の減、共同事業交付金の減。歳出で、一般被保険者療養給付費の減、後期高齢者支援拠出金の減、介護納付金の減、高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の減などがあります。

後期高齢者医療特別会計では、保険基盤安定繰入金の減。歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金の減であります。

介護保険特別会計は、主に人件費の調整による補正であります。

簡易水道特別会計では、歳入で、簡易水道事業国庫補助金及び簡易水道事業債の減。歳出で、簡易水道事業運営基金積立金の増、水道施設調査委託料の減などがあります。

下水道特別会計では、歳入で、下水道事業費国庫補助金の減、下水道事業債の減。歳出で、特

定環境保全公共下水道事業費の減などであります。

農業集落排水事業特別会計は、人件費の調整と消費税の増であります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

総務課長（根津和博）、税務町民課長（高橋隆明）、福祉保健課長（高橋秀幸）、地域振興課長（江村善文）、建設課長（柳澤康義）、教育次長（上村栄一）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行います。

4番、風巻光明議員。

（4番）風巻光明

総務課と教育委員会にお尋ねいたします。

まず、総務課で、6ページの繰越明許費の中でニュー・グリーンピア津南の整備事業ということで、1,728万円の繰越しになっています。これは、落雷の復旧工事だという話なのですが、一方で地域振興課から、この落雷工事の補正予算でマイナスの600万円くらい上がってございますね。だから、これは多分、業者か何かが違うのかな、どういうふうになっているのかなと思っているのです。そういった、一部は減額補正になっていて一部は繰越明許費になっていますけれど、この辺の関連をどういうふうになっているのか、教えていただきたいというのが1点です。

それから、教育委員会については、認可保育所の人件費が2,000万円減額補正になっています。理由を聞きますと、予定した正規職員が必要なかったとか、気になる傾向の子がいなかったもので、職員3人分1,100万円いらなくなったというお話があったのですが、これは実際に雇っていて、あとで辞めてもらったということなのか、はじめから雇っていなかったのかということをお教えください。それから、同じく教育委員会で、小学校費用とか、ほかの学校費用で、各所に除雪機借上料というのが出てきているのですが、例えば、小学校の費用で除雪機借上料が360万円と上がっているのですが、これは借りなくても買ったほうが安いような気がするのです。除雪機借上料というのは、ほかの所にも出てきていますね。中学校にも出てきている。その辺をお教えいただきたい。

教育委員会2点で総務課1点をお願いします。

議長（草津 進）

地域振興課長。

地域振興課長（江村善文）

繰越しのニュー・グリーンピア津南の件については、うちのほうですので、私が説明させていただきます。繰越しの説明をする前に、22ページの商工費の工事請負費で634万7,000円の減額をしておりますが、これについては、10月の補正で落雷被害の工事請負として、第3リフト

の基盤の工事費、ホテルの電話交換機の落雷による交換、電力の制御用のサイリスターの落雷による交換、この三つの工事を全部で4,612万4,000円計上させていただきました。その工事の発注を11月に行いまして、その工事の請負差額が全部で187万6,000円出ました。そのほかに、多機能電話、電話交換機の工事で機能の一部が不要だということで、その機能を外した結果、447万1,000円減額することができました。この二つの理由によって、634万7,000円を減額しております。繰越しをする工事というのは、第3リフトの制御基盤の交換工事をする予定でございましたが、リフトの所まで雪が多くて、1m80cmの高さが2mくらいの制御盤の入換えをしなければいけないのですけれども、それが雪があってできないので、雪が消えてから入換えをするということで、その工事分を繰越しにさせていただいた分でございます。

以上です。

議長（草津 進）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

保育士の賃金についてお答えします。まず、辞めてもらったということはありません。例えば、予算編成の時期になりますと、保育園長先生方が集まっているいろいろ検討するのですが、支援を必要とする子は、この子とこの子とこの子、というようなことで、かなり細かい打合せをしておきます。要は、そういった子どもさんのために保育士を何人充てるのかという計算までしておるのですが、それが例えば在園児であって、2歳児だった子どもが、この予算査定の間から3月いっぱいまでになると、また結構成長する場面も見られます。そうなりますと、本当に加配を必要としていた保育士が不要になってくるというか、そういう事態も当然出てくるわけでございます。わざわざ雇わなくてもいい場面が出てくるということでございます。それから、産休等の代替え保育士につきましても、当初から何名分計上していたらいいか分からないところがありまして、取りあえず4名分計上したと。それで、産休等で休まれる方が少なければ、多分に余るということでございます。また、産休等の保育士さんがいっぱい出てくれば、増額の補正をしなければならぬということでございます。

それから、除雪費に関しましては、小学校費の306万4,000円の内訳でございますけれども、まず、今回の津南小学校の増築工事に伴う借上料が250万円ほどありまして、それは一時的なものですので、購入するわけにいかないのかなと思っております。あと100万円ほどありますけれども、それは駐車場の除排雪ということで、ダンプの借上料ということでございます。公民館のほうの除雪借上料につきましても、ダンプ排雪によるものですので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（草津 進）

4番、風巻光明議員。

(4番) 風巻光明

一言だけなのですけれども、来年も保育士が10名も足りないということですから、ざっと換算すれば3,000万円以上人件費を上乗せしなければいけないのだろうと思っていますので、その辺を十分留意して、予算はもうできていますけれども、この辺の保育士の配置については、万全の態勢でお願いします。以上です。

議長(草津 進)

教育次長。

教育次長(上村栄一)

すみません、1点確認なのですけれども、今ほど保育士10名とお話しされましたが、3名が不足しているということございます。

議長(草津 進)

5番、恩田稔議員。

(5番) 恩田 稔

教育次長に1点だけお聞きしたいのですが、10ページの苗場山麓ジオパークの栄村負担金の減、この金額に適した質問かどうか分かりませんが、昨年、マウンテンパーク津南とニュー・グリーンピア津南に二つジオパークの展望台ができたわけですが、この負担というのは、一般の栄村・津南町の負担金の中でやるのかどうか。つまり、どこで造ろうが同じ負担割合でやるのかどうかの1点だけお願いします。

議長(草津 進)

教育次長。

教育次長(上村栄一)

恩田議員のおっしゃるとおりでございます、全ての経費について栄村・津南町、それぞれの負担割合で負担してもらっています。

議長(草津 進)

ほかに質疑はありませんか。

11番、藤ノ木浩子議員。

(11番) 藤ノ木浩子

2点、細かいことですが、25ページの教育振興費の中で、先ほど、自動車借上料のお話をされたと思うのですが、バスの便の変更で何か車を出したのかなと聞こえたのですが、その地域が、ちょっとメモが間に合わなくて、ここの内容をもう一度お聞かせください。

もう1点は福祉保健課長に、13ページに後期高齢者医療広域連合からの特別対策補助金増と

ということで、この特別対策というのは、どういう事業なのか。この10万円増がどういうことに充てられるのか、もう一度お聞かせください。

議長（草津 進）
教育次長。

教育次長（上村栄一）

3項の中学校費の2目の教育振興費、14節の使用料及び賃借料の部分でございます。まず、一つが月曜の便で3時便でございます。これが中子線、見玉線です。月曜日は部活動が中止になりますので、早便で帰る便を充てさせていただきました。それから、もう1便が上郷線の土日便で、朝一の1便です。これも部活動対応です。部活動に来るための対応便ということでございます。

議長（草津 進）
福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

一般会計の歳入の関係の雑入でございますけれども、後期高齢者医療広域連合の特別対策補助金というのですが、内容は人間ドックの補助金ということで、今回、歳出で不足しておりますけれども、その分、広域連合のほうから助成が来るとということで、10万円を歳入で見ているというものでございます。

議長（草津 進）
11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

教育次長にお伺いしますが、今ほど、土日の対応もしていただいたということなのですが、上郷のほうですよ。見玉やほかの地域、自分の地域のほうで申し訳ないのですが、見玉地域のほうも土日は朝、バスは通らないですよ。朝1番と2番の便はないのです。だから、子どもたちも多分、保護者が送ってくださっているのか、そういうところも是非対応していただければと思ったのです。もし、いなければいいのですけれども。

それと、福祉保健課長に。今ほど、人間ドックの対応だということなのですが、この特別対策事業の中に、津南町として人間ドックのほかにどういう事業をやっているかお聞かせ願いたいのと、私も後期高齢者医療広域連合議会に少しいたので見たのですが、ほかの議会では、温泉の無料券みたいなものも発行したり、健康増進のための事業をいっぱいやっているのです。今のところ、津南町は人間ドックのほかに何かありましたか。もしあったら、聞かせてください。

議長（草津 進）
教育次長。

教育次長（上村栄一）

このバスダイヤが改正になって間もなく、一応中学校にそういった声がないかということで、ヒアリングを行っております。特にその時点では、そういった声が聞かれないということがございました。そのなかで、もし本当に必要なのだという声があれば、聞いていきたいと考えております。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

広域連合のほうからは、後期高齢者の関係で人間ドックの補助金以外にも健康診査の分の補助金等も頂いているところでございます。ほかの各市町村でも、そういった事業については、広域連合のほうから補助金を貰っていると承知しております。

議長（草津 進）

12番、吉野徹議員。

（12番）吉野 徹

総務課長、1点だけ教えてください。ここにある公債費ですけれども、大変基本的なことでありましてけれども、この公債費、今回出ているのは、臨時財政対策債と説明をいただきました。公債費は普通、その事業によって金利が違うと思うのですけれども、全て変動金利なのですか。それとも、固定金利なのですか。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

臨時財政対策債のみが変動金利でございまして、ほかは固定でやっております。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（草津 進）

議案第14号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第14号について採決いたします。

議案第 14 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 15 号について討論を行います。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 15 号について採決いたします。

議案第 15 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 16 号について討論を行います。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 16 号について採決いたします。

議案第 16 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 17 号について討論を行います。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 17 号について採決いたします。

議案第 17 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 18 号について討論を行います。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 18 号について採決いたします。

議案第 18 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 19 号について討論を行います。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 19 号について採決いたします。

議案第 19 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 20 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 20 号について採決いたします。

議案第 20 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 23

議案第 21 号 財政調整基金の処分について

日 程 第 24

議案第 22 号 平成 30 年度津南町一般会計予算

日 程 第 25

議案第 23 号 平成 30 年度津南町国民健康保険特別会計予算

日 程 第 26

議案第 24 号 平成 30 年度津南町後期高齢者医療特別会計予算

日 程 第 27

議案第 25 号 平成 30 年度津南町介護保険特別会計予算

日 程 第 28

議案第 26 号 平成 30 年度津南町簡易水道特別会計予算

日 程 第 29

議案第 27 号 平成 30 年度津南町下水道事業特別会計予算

日 程 第 30

議案第 28 号 平成 30 年度津南町農業集落排水事業特別会計予算

日 程 第 31

議案第 29 号 平成 30 年度津南町病院事業会計予算

議長（草津 進）

議案第 21 号から議案第 29 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

議案第 21 号から議案第 29 号まで一括して説明申し上げます。

平成 30 年度の予算規模につきましては、一般会計で 64 億 9,800 万円、前年度比 6.3%の減。特別会計及び病院事業会計では、総額で 54 億 1,209 万 2,000 円、前年度比 8.38%の減となり、一般会計・特別会計・病院事業会計を合わせた総予算額では、119 億 1,009 万 2,000 円、前年度比 7.26%の減となったところであります。各予算の主要な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりであります。平成 30 年度の一般会計予算及び各種特別会計予算につきまして、十分なる御審議を賜り御承認くださいますよう、お願い申し上げますとともに、計画いたしました各事業が円滑に推進できますよう、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

議長（草津 進）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日から 3 月 14 日まで休会とし、5 日、6 日は委員会審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、明日から 3 月 14 日まで休会することに決定いたしました。

3 月 15 日は定刻の午前 10 時に開議することとし、本日はこれにて延会いたします。

—（午後 2 時 25 分）—